



JASDAQ

平成 21 年 7 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 S B R
代表者名 代表取締役社長 高梨宏史
(JASDAQ・コード2759)
問合せ先 総合企画室次長 佐野友義
電 話 03-5733-4492

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 9 日開催の取締役会において、平成 21 年 7 月 30 日開催予定の第 12 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日を効力発生日とする当社を存続会社とする合併に伴い、当該合併効力発生日後は、純粋持株会社から事業持株会社へ移行したことを受け、当社の事業目的をより明確なものにするため、定款第 2 条（目的）を変更するものであります。
- (2) グループ会社のオフィスを移転・集約することで、総床面積の縮小化等により賃借コストを大幅に節減するとともに、業務の合理化ならびに営業効率の更なる改善を図るため、定款第 3 条（本店の所在地）を東京都新宿区から東京都港区に変更するものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行されたことに伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿は、上記施行日の翌日から起算して、1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則として所要の規定を設けることと致したく存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 条（条文省略）	第 1 条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第 2 条 当社は、下記事業を行う会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第 2 条 当社は、下記事業を行う <u>ことならびに下記の事業を行う</u> 会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1 から 93（条文省略）	1 から 93（条文省略）
<u>当社は、前項に付帯・関連する一切の業務を営むことができる。</u>	<u>94. 前各号に付帯・関連する一切の業務。</u>

<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第4条から第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条から第51条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条から第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条から第50条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第3条 本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年7月30日(木曜日)
平成21年7月30日(木曜日)

以 上